

医療法上の過剰な病床の状況（令和４年度病床機能報告）

参考資料 2

医療法第 30 条の 15 等における「過剰な病床」とは、構想区域における「基準日後病床機能別病床数（2025 年の予定病床数）」が地域医療構想で想定した 2025 年の「病床数の必要量」の病床数に達している機能の病床

【下記のうち「濃色セル」が過剰な病床機能にあたる】

		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟予定	廃止予定	介護保険施設等	無回答等 (未報告含む)
豊能	A 病床機能報告 (2025年の予定)	1,946	3,845	1,113	2,083	17	0	0	27
	B 病床数の必要量 (2025年)	1,436	4,044	3,577	2,421				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	510	▲ 199	▲ 2,464	▲ 338				
三島	A 病床機能報告 (2025年の予定)	1,461	2,194	1,206	1,521	36	5	0	0
	B 病床数の必要量 (2025年)	956	2,961	2,786	2,410				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	505	▲ 767	▲ 1,580	▲ 889				
北河内	A 病床機能報告 (2025年の予定)	1,288	4,797	1,738	2,400	4	13	38	10
	B 病床数の必要量 (2025年)	1,197	4,319	4,511	3,083				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	91	478	▲ 2,773	▲ 683				
中河内	A 病床機能報告 (2025年の予定)	792	2,505	1,129	1,054	9	17	101	16
	B 病床数の必要量 (2025年)	657	2,424	2,759	1,275				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	135	81	▲ 1,630	▲ 221				
南河内	A 病床機能報告 (2025年の予定)	1,153	2,629	504	2,143	0	101	60	0
	B 病床数の必要量 (2025年)	814	2,515	1,875	1,902				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	339	114	▲ 1,371	241				
堺市	A 病床機能報告 (2025年の予定)	1,414	2,448	1,505	3,835	48	0	0	25
	B 病床数の必要量 (2025年)	991	3,128	2,571	3,202				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	423	▲ 680	▲ 1,066	633				
泉州	A 病床機能報告 (2025年の予定)	1,594	2,336	1,475	2,912	45	98	89	18
	B 病床数の必要量 (2025年)	993	2,818	2,623	2,523				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	601	▲ 482	▲ 1,148	389				
大阪市	A 病床機能報告 (2025年の予定)	5,274	13,954	4,158	7,873	90	852	0	77
	B 病床数の必要量 (2025年)	4,745	12,838	10,662	6,458				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	529	1,116	▲ 6,504	1,415				
【参考】	A 病床機能報告 (2025年の予定)	14,922	34,708	12,828	23,821	249	1,086	288	173
大阪府	B 病床数の必要量 (2025年)	11,789	35,047	31,364	23,274				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	3,133	▲ 339	▲ 18,536	547				

【参考】医療法に規定された知事権限（医療計画・地域医療構想関係）

（１）過剰な病床への転換への中止への命令（公的医療機関等）又は要請（民間医療機関）

医療法第 30 条の 15 都道府県知事は、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合その他の厚生労働省令で定める場合において、当該報告をした病床機能報告対象病院等（以下この条及び次条において「報告病院等」という。）の所在地を含む構想区域における病床機能報告対象病院等の病床の当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた数が、医療計画において定める当該構想区域における当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた将来の病床数の必要量に既に達しているときは、報告病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この条において「理由等」という。）を記載した書面の提出を求めることができる。

※以下、第 2 項から第 7 項において、医療審議会への説明の求め等、必要な措置について規定

（２）不足する医療機能への転換等の促進

医療法第 7 条第 5 項 都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請に対する許可には、当該申請に係る病床において、第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分(以下この項において「病床の機能区分」という。)のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域(第三十条の四第一項に規定する医療計画(以下この項、次条及び第七条の三第一項において「医療計画」という。)において定める第三十条の四第二項第七号に規定する構想区域をいう。第七条の三第一項において同じ。)における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他の医療計画において定める同号に規定する地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める条件を付することができる。

（３）非稼働病床について、削減を命令（公的医療機関等）又は要請（民間医療機関）

医療法第 7 条の 2 第 3 項 都道府県知事は、第一項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（前条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第六項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数を既に超えている場合において、当該病院又は診療所が、正当な理由がなく、前条第一項若しくは第二項の許可に係る療養病床等又は同条第三項の許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行っていないときは、当該業務を行っていない病床数の範囲内で、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとるべきことを命ずることができる。

医療法第 30 条の 12 第七条の二第三項から第五項までの規定は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、同条第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病院（療養病床又は一般病床を有するものに限る。）又は診療所（第七条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）について準用する。この場合において、第七条の二第三項中「命ずる」とあるのは「要請する」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「病床数及び当該申請に係る病床数」とあるのは「病床数」と、同条第五項中「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項までの許可を与えない処分をし、又は第三項」とあるのは「第三項」と、「命令しよう」とあるのは「要請しよう」と読み替えるものとする。

令和 4 年度病床機能報告における「2025 年の病床機能等にかかる報告」について

「医療法の過剰な病床の状況」にかかる課題

- 令和 4 年度病床機能報告において、2025 年に向けて複数病院での再編統合を予定している病院が、当該病院の病床を移管する場合に「①2025 年 7 月 1 日時点の機能」を「廃止予定」として報告している事例があった。
- そのため、二次医療圏における 2025 年の病床数が、実際の病床数よりも低い値となって算定されている可能性がある。

【例：A 病院・B 病院が統合再編により、B 病院を廃止し、急性期 80 床・回復期 50 床 から急性期 70 床、回復期 60 床に病床転換（病床数の減なし）を予定している 場合】

＜見受けられるパターン＞

	病棟名	許可病床数	現在の機能	2025 年の機能
A 病院	病棟 1	50	急性期	急性期
	病棟 2	20	回復期	回復期
B 病院	病棟あ	20	急性期	廃止予定
	病棟い	10	急性期	廃止予定
	病棟う	30	回復期	廃止予定

この場合、廃止予定として報告された「急性期 30 床、回復期 30 床」が圏域における 2025 年の病床数に反映されなくなる。

再編統合にかかる病床機能の報告方法

- 2025 年における病床機能別病床数を出来る限り正確に算定し、2025 年の必要量と比較するため、**当該病院としては廃止する病床についても、統合後の全体病床数に可能な限り一致させていただくよう下記の例にならない報告をお願いします**（再編する病院間でご調整いただき、報告をお願いします）。

＜お願いしたい報告の仕方＞

	病棟名	許可病床数	現在の機能	2025 年の機能
A 病院	病棟 1	50	急性期	急性期
	病棟 2	20	回復期	回復期
B 病院	病棟あ	20	急性期	急性期
	病棟い	10	急性期	回復期
	病棟う	30	回復期	回復期

※病棟票には上記のとおり報告するとともに、B 病院は A 病院と再編統合し廃止予定である旨及び統合後の病床数について備考欄に記載いただくことができます。